



RESONA

# りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 3 月 26 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【シンガポール駐在員事務所】

## 「シンガポール 2012 年度予算案について(その 1)」

2 月 17 日、シンガポール政府は 2012 年度(2012 年 4 月～2013 年 3 月)政府予算案を国会に提出した。今回の予算案では、景気減速下でありながらも黒字収支を維持する「**堅実な財政運営方針**」が示された。

また、「**生産性向上への取組を継続**」する一方で、「**経済成長重視から社会保障重視への政策シフト**」が明確となった。具体的には外国人労働者規制の強化、高齢者雇用の促進、社会的弱者(高齢者、低所得者、障害者)に対する福祉拡充など。尚、外国人労働者規制強化については、昨年の総選挙、大統領選挙において明らかとなった外国人労働者急増に対する国民の不満増大と与党の支持低下が背景にあるものの、外国人労働者に依存しない経済成長の実現を目指す政府の意思が示されている。

企業活動に関する主な施策は下記の通り。

内 容	実 行 日
① 【外国人労働者の雇用抑制】 外国人労働者の雇用に係る雇用限度枠(DRC)を引き下げる。尚、外国人労働者を既に DRC 限度まで雇用している企業には 2014 年 6 月までの猶予期間を与える。 I. 製造業では、全従業員数に占める割合の上限を 65%から 60%へ引き下げる。 II. サービス業では、同 50%から 45%へ引き下げる。 III. 建設業の DRC は同 87.5%を維持したものの、特定の国・地域からの労働者の受入れ枠「マン・イヤー・エンタイトルメント(MYE)」を 5%引き下げる。 IV. 中級技能労働者の雇用に係る S パス保持者については、同 25%から 20%へ引き下げる。(S パスの DRC は、業種別の大枠の中に含まれる) 2013 年 7 月以降の外国人労働者雇用税(Levy)の更なる引き上げを検討。	2012 年 7 月 1 日～          未定
② 【SME 企業(中小企業)の法人税特別減税】 SME 企業を対象に、売上高に対して 5%(上限 S\$5,000)の現金補助金を支給。ただし、2012 賦課年度において従業員 1 人以上(株主本人を除く)の中央積立基金(CPF)を拠出している企業のみが対象。 (SME の定義は、年間売上高が S\$1 億以下、または従業員数が 200 人以下と定めている)	2012 賦課年度 (1 回のみ)
③ 【生産性向上及び技術革新の促進】 特定の事業分野における研究開発(R&D)や知的財産権保護等にかかる支出について損金算入を認める生産性・技術革新控除(PIC)スキームをさらに拡大する。 I. 該当する支出の損金算入(最高 S\$400,000 までの支出額の 400%)のかわりに、現金での助成金支給を選択することができるが、この場合の現金支給率を現行の 30%から 60%に引き上げる(最高支給額 S\$100,000)。 II. 社外研修及び労働力開発庁(WDA)・技能教育研修所(ITE)に認可された社内研修に関する支出については、最大 S\$400,000 の支出までその 400%の金額が損金算入できるが、年間 S\$10,000 までの社内研修の支出については、WDA、ITE の認可が不要となり、手続きが簡素化された。	I 2013 賦課年度 ～ 2015 賦課年度  II 2012 賦課年度～
④ 【事務所改装費の費用計上額の拡大】 事業所の修改善費用(R&R)について、3 年で合計 S\$300,000 までの費用計上を認める。 (従来は最高 S\$150,000 まで)	2013 賦課年度～
⑤ 【企業の再編支援】 企業の M&A 促進のため、買収活動に関連する費用について、その費用の 200%、最高 S\$100,000 まで損金算入を当該会計年度において認める。 (買収費用とは、デューデリジエンスのためのプロフェッショナル・フィー、法律事務所費、鑑定料)	2012 年 2 月 17 日 ～ 2015 年 3 月 31 日
⑥ 【少額固定資産の減価償却】 S\$5,000 未満の器具備品・機械設備購入については、少額固定資産として、当該会計年度において 100%(全額)償却することができる(従来は、S\$1,000 未満)。ただし、年間の合計償却上限額は従来と同じ S\$30,000。	2013 賦課年度

(その 2 に続く)

【出所:”Budget Speech 2012” Ministry of Finance Singapore、新聞記事】  
照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。  
\* 禁無断転載